

鳥取市景観計画改定 会議の意見とその対応

令和7年度第1回鳥取市景観形成審議会

令和7年10月14日（火）10:00～11:30

第3回鳥取市景観計画庁内連絡会議

令和7年10月06日（火）13:30～15:00

NO.	意見			事務局の回答	指摘事項への対応	素案頁
	項目	分類	概要			
1	良好な景観形成に関する方針	その他の意見	・「良好な景観を形成している緑地や並木については、景観重要樹木の指定などを検討します」とは、公園緑地における樹木等は原則指定していくという主旨か。	-	・「景観上重要な樹木のうち、指定の方針に該当するものについては「景観重要樹木」の指定などを検討します。」という文言へ修正。	P. 49
2	公共事業景観形成指針	その他の意見	・公共事業景観形成指針を策定する必要がある。	-	・「たたき台」を「指針の概要」へ修正。詳細な内容については令和7年度第3回鳥取市景観形成審議会にて審議予定。	P. 51
3	重点区域	庁内連絡会議	・地域振興未来会議で景観形成重点区域の候補地として提案された地区について、選ばれなかった地区への回答・説明の予定はあるか。	・地域振興未来会議で回答を行った。重点区域候補地に選ばれなかった地区についても、良好な景観を有する場所については「眺望景観を保全する取組み」などとして景観計画への位置付けを検討する。	・条件に該当するものについては「主要な展望地」に位置付け、展望地マップの紹介とともに広報する。	P. 66
4		庁内連絡会議	・鳥取駅周辺の重点区域設定では、駅北側だけでなく駅南側も含め区域設定を検討する必要がある。 ・鳥取駅周辺再生基本構想等の関連計画の区域との整合性も考える必要がある。	・今後の「鳥取駅周辺景観形成重点区域」の指定の中で検討していく。	-	P. 58
5	眺望景観形成基準	その他の意見	・【6-3】眺望景観形成の基準について内容を精査する必要がある。	-	・視点場の設定方針を修正。 ・各視点場からの眺望景観と視野を修正。 ・国道53号から城跡側は「景観法届出基準13m以下に誘導する」と整理し、一律13m以下とする。	P. 63 ～ P. 65
6	展望地マップ	審議会	・新たに作る展望地マップは鳥取市内のみか。他の市町のものは入らないのか。	・展望地が鳥取市の行政区域内のものとしており、視対象は県境を跨ぐものもある。県と協議し、周辺市町へ情報提供することとしたい。	・行政区域外の展望地については鳥取県等へ情報共有を行っていく。	P. 66
7		庁内連絡会議	・現状、龍見台は眺望できる状態になっていないのではないか。展望地として公表する前に確認する必要がある。	・確認することとする。	・樹木が繁茂している箇所はあるものの、視対象である日本海を眺望できることを確認。	P. 66
8		その他の意見	・地域振興未来会議で出た意見「気高、鹿野、青谷それぞれの谷から見た鷺峰山の眺望について検討」を展望地マップへ反映する必要があるのではないか。	-	・展望地「瑞穂地区公民館」、視対象「鷺峰山」、展望地「グリーンバンク広場」（気高町宝木）、視対象「鷺峰山」を追加。	P. 66

意見				事務局の回答	指摘事項への対応	素案頁
NO.	項目	分類	概要			
9	届出規模要件	その他の意見	・届出対象行為について、常設のクレーンについて協議があり、届出要件に位置付けるべきではないか。	－	・届出対象行為に「⑫屋外に設置されたクレーン等の生産設備その他これらに類するもの」を追加。	P. 72
10		庁内連絡会議	・太陽光発電設備の届出規模要件について、壁面設置や直立する塀型の事例がでてきているため、高さの要件についても検討が必要では。	・太陽光発電設備については平面的に置くものを想定しているが、垂直設置型の事例も出てきているため、届出対象規模に高さの要件を追加することを検討する。	・垂直設置型（塀型）における届出規模要件を追加。塀等の届出対象規模を準用する。	P. 73
11	行為制限	審議会	・他市町村で風力発電設備等が問題となっており、新たに設定する行為制限が勧告対象となっているが、勧告までか。	・色彩については定量的な基準の制限があるが、新たに設定する行為制限は定性的な基準であり、勧告対象となる。	－	P. 77
12	景観形成重要建造物・樹木	審議会	・個人所有が多く、維持管理や世代間の引継ぎの課題がある。規制の緩和や維持への補助制度など検討して欲しい。	・指定に向け所有者の理解を得ることが必要。維持管理については景観計画改定の中での位置付けは難しいが、引き続き検討していく。	・景観以外の間接的な補助メニューも含め調査研究し検討していきたい。	P. 96
13	事前協議制度	庁内連絡会議	・事前協議の期間120日について、他都市（松江市など）も同様の期間設定か。	・松江市は120日としている。45日や90日という事例もあるが、他都市の事例を踏まえて120日とした。 ・着手の概ね5ヶ月前から協議を行うことで調整が可能であると考え、この期間を設定した。	－	P. 103
14		審議会	・景観事前協議制度は、対象規模に該当すれば、国、県、市の公共施設も対象になるか。通知に基づき協議すべきである。	・国、県、市については届出対象外で、通知のみとなるため、事前協議制度についても対象外と考えている。通知に基づいた協議については引き続き行っていく。	・(2) 対象者を追加 ・(3) 対象区域、(4) 対象行為、対象規模、(5) 制度の流れの文言を修正 ・フロー図を修正	P. 102 ～ P. 104
15		庁内連絡会議	・「良好な景観の形成に著しい影響を及ぼすおそれがあると市長が特に認める行為」は、ある程度想定されてるのか、事前に例示できるか。	・重点区域の周辺等で景観を阻害するような高さの建築物や、建築物以外であっても景観を著しく阻害する工作物等を想定している。	・引き続き取り扱いについて検討していく。	P. 103
16		庁内連絡会議	・再生可能エネルギー施設については、鳥取市生活環境課およびスマートエネルギータウン推進室等庁内横断的に情報共有を行うべき。	・生活環境課やスマートエネルギータウン推進室との連携を図りながら進めたい。	・全庁横断的に情報共有を行っていく。	P. 103
17	支援制度（空き家、耕作放棄地）	審議会	・空き家、空き地、耕作放棄地について対応が進んでいない。各部署横の繋がり強化が必要。	・景観の観点からの対策は難しいが、鳥取市内部、関係団体と連携し取り組みを検討していく。	・引き続き鳥取市全体として対策を検討していく。	P. 106
18	支援制度（景観意識の醸成）	審議会	・景観意識の醸成について、意識の高い状態、関心のある状態とはどういう状態か。具体化していく必要がある。	・景観計画の認知度が低いという課題もある。認知度を上げる取り組みも含め、他都市の事例を見て検討していきたい。	・意識の醸成について具体的な施策を検討していく。	P. 106

意見				事務局の回答	指摘事項への対応	素案頁
NO.	項目	分類	概要			
19	支援制度 (景観意識の醸成)	審議会	・鳥取市全市的に街がきれいになれば、景観意識の向上につながる。引き続き市として対応が必要。	-	・引き続き鳥取市全体として対策を検討していく。	P. 106
20		審議会	・鹿野城下町では街なみ協定を締結し、街が良くなることで更に住民の景観意識が高まっていた。良い事例であり表彰するなどして意識の向上を図っていくことも必要。	-	・成功事例を参考に景観意識の醸成について今後検討していく。	P. 106
21		審議会	・景観形成審議会で、会議のみでなく専門家等による知識を深める取り組みが必要ではないか。審議会委員のみでなく、市民も対象とし機会を設けてはどうか。	・鳥取県景観アドバイザーの活用等により知識を深める取り組みについて検討していきたい。	・景観に関する情報発信や啓発の場を今後検討していく。	P. 106